

## 週休 2 日制確保工事に関する Q&A

問 1	週休 2 日制確保工事の対象工事であることは、案件ごとに設計図書等に明示されているのか。
-----	--

(回答)

入札時の設計図書（現場説明書）に、以下の記載例のように明示をしております。

【記載例】

本工事については、週休 2 日制確保工事(現場閉所等)対象である。週休 2 日制確保工事の詳細については愛川町のホームページで確認すること。

(参考 URL :

[https://www.town.aikawa.kanagawa.jp/soshiki/zaimu/kanzai/keiyakukensa/info/bid/kouji\\_nyusatu\\_keiyaku/14691.html](https://www.town.aikawa.kanagawa.jp/soshiki/zaimu/kanzai/keiyakukensa/info/bid/kouji_nyusatu_keiyaku/14691.html))

問 2	対象外工事として、特に緊急を要する災害復旧工事等とは、どのような工事のことをいうのか。
-----	---

(回答)

災害復旧工事や学校の収容人数対策事業等のように、特に緊急を要する工事や供用開始時期が決められ、社会的要請等により遅らせることができない工事や竣工時期や現場条件（出水期、交通規制等）に制約が大きい工事を想定しており、月単位の週休 2 日以上の現場閉所等が困難であると認められるものについては、対象外として扱えることとします。

問 3	年末年始 6 日間と夏季休暇 3 日間を対象外期間とするのは何故か。
-----	------------------------------------

(回答)

年末年始 6 日間、夏季休暇 3 日間は、建設業では連休とすることが一般的であり、また、受注者に休暇の取得を促すため、対象期間に含まないこととしています。

問 4	土木工事・建築工事の定義はあるのか。
-----	--------------------

(回答)

土木一式、舗装、とび・土工・コンクリート、水道施設等の工事を土木工事と定義します。一方、建築一式、電気、機械器具設置等を建築工事と定義します。

問5	現場着手日の定義は。工事着手日とは別の定義か。
----	-------------------------

(回答)

現場着手日は、現場事務所の設置、工事現場測量、資機材の搬入または仮設工事の開始等、現場で作業した日と定義しています。一方で、工事着手日は、工事着手届を提出した日（契約日）となります。

なお、現場着手として捉えることができる作業については、施工計画書提出後、施工計画書に明記されている作業となります。

問6	現場完成日の定義は。工事完成日とは別の定義か。
----	-------------------------

(回答)

現場完成日は、現場事務所の撤去、現場の後片付け、清掃等、現場での作業が全て完了した日と定義しています。一方で、工事完成日は、工事完成届を提出した日となります。

問7	天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間や工事事故等により現場が止まった場合の不稼働期間は対象期間に含まれるのか。
----	--

(回答)

受注者の責めに因らない事由により工事を実施できないと認められる場合は、原則として受発注者間の協議により、対象期間からの除外について決定することとします。

なお、通常の降雨・降雪等による予定外の現場閉所日等については、現場閉所日等数に含めることができます。

問8	1つの工事契約において、施工箇所が点在している場合の現場閉所等の考え方は。
----	---------------------------------------

(回答)

施工箇所が点在していても、週休2日の取組みについては、工事全体として1工事単位で判断することになります。

問 9	現場に出勤後すぐに、降雨により現場作業を行わなかった場合は、現場閉所等になるのか。
-----	---

(回答)

現場作業を実施せず、すぐに帰宅等していれば現場閉所等となるが、現場事務所等で事務作業などを実施している場合は、現場閉所等とならない。現場閉所等とは、「現場や事務所での事務作業を含めて、1日を通して当該工事に係る作業を行っていない状態」と定義としています。

よって、現場作業を実施後に降雨で作業を終了した場合においても、すでに作業を実施しているので、現場閉所等とはなりません。

問 10	当日、天候不良で現場閉所等したが、監理技術者等が現場事務所ではなく、本社で事務作業を行った場合は、現場閉所等として取り扱ってもよいか。
------	---

(回答)

現場閉所等は、現場や事務所での事務作業を含めて、1日を通して当該工事にかかる作業を行っていない状態としているため、本社で当該工事に係る事務作業を行った場合は、現場閉所等として取り扱うことはできません。

問 11	設計図書の変更に伴い、工期延長を行う場合の週休2日の考え方はどうなるのか。
------	---------------------------------------

(回答)

設計図書の変更を行った場合は、発注者にて週休2日が確保できる工期となるよう適切に工期設定を行い、工期延期の必要が認められる場合は、週休2日の対象期間も延長されます。

問 12	月単位の週休2日（＝全月現場閉所率 28.5（8日／28日）以上）の計算の考え方は。
------	--

(回答)

対象期間内における全ての月における現場閉所日等の割合（28.5%以上）で判断します。計算例は以下のとおりです。

**【計算例】**

(対象期間全体で4週8休以上)

現場閉所日 88日 ÷ 対象期間全体 300日

= 0.29333・・・

= 29.333・・・% ≒ 29.33% (小数第2位までとし第3位四捨五入)

(月ごとに4週8休以上)

1月目 現場閉所日等 9日 ÷ 対象月 30日 (土日数9日)

=0.3

=30% (28.5%以上達成)

2月目 現場閉所日等 8日 ÷ 対象月 31日 (土日数 8日)

=0.25806・・・

=25.806・・・% ≒ 25.81% (歴上の土日数以上に現場閉所等をしているため達成とみなす)

問 13	祝日に休工した場合、現場閉所日等に含めてもよいか。
------	---------------------------

(回答)

月単位の週休2日の定義は、対象期間全体において4週8休以上の現場閉所等を行ったと認められる状態で、かつ、全ての月で4週8休以上の現場閉所日等を設けることをいうため、土日、祝日を問わず現場閉所日等としてカウントしても問題はありません。

問 14	現場閉所日等は、土日で確保しなければならないのか。
------	---------------------------

(回答)

現場閉所日等を土日に指定しているものではありません。対象期間内全ての月で平日及び土日も含めて4週8休以上の現場閉所等を求めるものです。(4週8休：8日/28日(28.5%以上))

なお、対象期間内において、全て土日で確保した場合は、「完全週休2日」となります。

問 15	週休2日の確保以外の目的で、やむを得ない事由による工期変更は可能か。
------	------------------------------------

(回答)

週休2日を確保することを目的としていない、やむを得ない事由があると判断できる場合は、通常通り工期変更を行って構いません。

問 16	週休2日実施の履行確認方法は。
------	-----------------

(回答)

毎月、監督員が日報等により行います。

問 17	週休2日を実施すると工期未までに工事が完了できなくなってしまう場合、これを理由に工期延期は認められるか。
------	--

(回答)

発注時の工期算定については、4 週 8 休（土日現場閉鎖）により算出しているため、週休 2 日の確保を事由とした工期延期は認めていません。